

今年、松田町では夏休みを利用して「寺子屋まつだ」を開講します。小・中学生を対象に、『寺子さん』（寺子屋に通って学ぶ子ども）を募集します。講師については、地域の方にもご協力していただき、子どもたちがいろいろな活動に取り組むことができる場を提供します。町の小・中学生皆さんの、参加をお待ちしています。

	8月5日(水)	8月6日(木)	8月7日(金)	8月8日(土)
10:00~	読書感想文必殺法(小1・2)	タブレットを使ってみよう(小3・4)	お習字の時間(小1・2)	べけポン俳句・川柳を学ぼう(小5・6)
11:00~	読書感想文必殺法(小3・4)	タブレットを使ってみよう(小5・6)		べけポン俳句・川柳を学ぼう(中学生)
12:00~	昼食タイム《各自》	昼食タイム《各自》	昼食タイム《各自》	昼食タイム《各自》
13:00~	読書感想文必殺法(小5・6)	☆	お習字の時間(小3・4)	松田の文化と歴史探訪(小5~中3)
14:00~	☆	キッズ Cafe《おかし作り》(小3~中3)		
15:00~	読書感想文必殺法(中学生)			お習字の時間(小5・6)
16:00~				



	8月25日(火)	8月26日(水)	8月27日(木)	8月28日(金)	8月29日(土)
10:00~	レッツトライ English! (幼児)	レッツトライ English! (小3・4)	Let's Try English! (中3)	レッツトライ English! (小3・4)	Let's Try English! (中1)
11:00~	レッツトライ English! (小1・2)	レッツトライ English! (小1・2)	Let's Try English! (中1)	レッツトライ English! (小5・6)	Let's Try English! (中2)
12:00~	昼食タイム《各自》	昼食タイム《各自》	昼食タイム《各自》	昼食タイム《各自》	昼食タイム《各自》
13:00~	楽しい手芸《アクリルたわし》(小3~中3)	レッツトライ English! (小5・6)	Let's Try English! (中2)	☆	Let's Try English! (中3)
14:00~		☆	☆	キッズ Cafe《おかし作り》(小3~中3)	☆
15:00~	☆	☆	☆		☆

・対象は小・中学生（1コマ幼児あり）です。
 ・筆記用具などは各自持参してください。
 ・調理や手芸などの材料費は実費負担です。
 ・☆は、夏休みの宿題などができるように学習室として開放します。

- ①日時 (前期)8月5日(水)~8日(土) (後期)8月25日(火)~29日(土) ※各日午前10時~午後4時
- ②場所 (講座により異なります) 町民文化センター練習室1 町立公民館大会議室
- ③対象 町在住小・中学生(一部、幼児あり)
- ④講座内容(上記スケジュール参照) *会議室は、講座終了後午後4時まで学習室として利用できます
- ⑤申し込み *各講座は、定員20人(先着順) 「寺子さん」を希望される方は、教育課(役場2階)や町民文化センター、寄出張所にある申し込み用紙に、必要事項を記入して申し込みください。7月15日(水)より受け付けを開始します。
- *申し込み用紙は、町ホームページからもダウンロードできます
- 【問い合わせ・申込先】 教育課 学校教育係 ☎(83)7023

平成27年6月1日、道路交通法が一部改正され、自転車の運転において、3年以内に2回以上、一定の危険行為の摘発を受けた者は、自転車運転者講習を受講することが義務づけられました(14歳以上)。

一定の危険行為とは、下記の14項目になります。自転車のルールを再確認し、安全運転を心がけましょう。

また、自転車による交通事故でも、自転車の運転者に多額の損害賠償責任が生じるおそれがありますので、生じた損害を賠償するための保険に加入するようにしましょう。

こちら安全防災担当室
 第2回 自転車のルールを守り、交通事故をなくしましょう。

項目	対象となる危険行為	内容
1	信号無視	信号機の信号等に従わない行為
2	通行禁止違反	「歩行者用道路」など、道路標識等で自転車の通行が禁止されている道路や場所(歩行者天国など)を通行する行為 ※13歳未満や70歳以上、身体の不自由な方が運転する場合は除きます
3	歩行者用道路徐行違反	自転車の通行が認められている歩行者用道路を通行する際に、歩行者に注意を払わず、徐行しないこと(徐行とはすぐに止まれる速度のこと)
4	通行区分違反	車道と歩道等が区別されている道路で自転車が通行することができない歩道を通行したり、道路(車道)の右側を通行する行為
5	路側帯通行時の歩行者妨害	自転車が通行できる路側帯で歩行者の通行を妨げるような速度と方法で通行する行為
6	しゃ断踏切立入り	しゃ断機が閉じていたり、閉じようとしていたり、または警報機が鳴っているときに踏切に立ち入る行為
7	交差点優先車妨害、優先道路通行車妨害等	信号のない交差点で、左からくる車両や優先道路などを通行する車両等の通行を妨害したり、安全に通行しないことなど
8	交差点優先車妨害(右折の際、直進車などの進行を妨害)	交差点で右折するとき、その交差点で直進や左折をしようとする車両等の進行を妨害する行為
9	環状交差点通行車妨害等	環状交差点内を通行する車両等の進行を妨害したり、環状交差点に入るときに徐行をしないなどの行為
10	指定場所一時不停止等	一時停止標識等を無視して交差点に進入したり、交差道路を通行する車両等の進行を妨害する行為
11	歩道通行時の歩行者妨害等	歩道の車道寄りの部分や通行指定部分を徐行しなかったり(歩行者がいないときを除く)、歩行者の通行を妨害しそうなのに一時停止しないなどの行為
12	ブレーキ不良自転車の運転	ブレーキ装置がなかったり、ブレーキの性能が不良な自転車で走行する行為
13	酒酔い運転	酒酔いとはアルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態
14	安全運転義務違反	ハンドルやブレーキ等を確実に操作せず、また他人に危害を及ぼすような速度や方法で運転する行為 ※傘さし運転やながらスマホ運転で事故を起こした場合も、安全運転義務違反になることがあります

- 自転車安全利用五則**
1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
 2. 車道は左側を通行
 3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
 4. 安全ルールを守る
 5. 子どもはヘルメットを着用
- 【問い合わせ】 総務課安全防災担当室 防災防犯係 ☎(84)5540

風
 松田町長 本山博幸

『松田町のマイスター』
 昨年に続き2回目の参加となったチャレンジャーが終わりました。勝敗は僅差で残念な結果となりましたが、一つの目標に向かってイベントに挑戦した結果、各自自治会コミュニティの強化が図る事ができ、協働の町づくりという観点では、一定の成果があったものと考えています。この取り組みが年一回のイベントにならない様、継続的な運動が大切な事を意識して頂くために、毎月最終水曜日を「松田町チャレンジャー」とし、運動の習慣化を図り、皆様の健康寿命を伸ばすとともに、来年の勝利へとつなげましょう!!

さて、松田町には各種産業を支えてこられたマイスター(名人・職人・匠)が多く存在しています。この方々は松田町の財産であり、その技術を未来へ継承していかねければならないと思っています。

そこで、松田町マイスター(名人・職人・匠)認定制度の創設を考えています。大人から子どもまで自薦他薦を問わず募集し、松田町が輝くためにマイスターとして認定された方の創作される作品がブランド化され、町内外で認められる様になる事で「まつだ創生」のキッカケになると思います。

松田町の風土に合った各種産業や歴史・文化など(例えば、けん玉などの懐かしい遊びや、手芸、家庭料理なども)を継承してこられたマイスターが、観光客など交流人口増加策の一役を担い、松田町をさらに賑やかにしてくれることも期待できます。

松田町の伝統が未来へ継承されるよう、全町を挙げて松田町のマイスターを応援し、また新たなマイスターの育成を支援して行きたいと考えていますので皆様の御協力を宜しくお願いいたします。